

名古屋市告示第128号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

表中

「

瑞穂公園	瑞穂区萩山町 3丁目、4丁目、 師長町、山下通 5丁目、豊岡通 3丁目、田辺通 3丁目、4丁目	図面瑞穂 1の 4の区域	昭和31年10 月15日
------	---	-----------------	-----------------

」

を

「

瑞穂公園	瑞穂区萩山町 3丁目、4丁目、 師長町、山下通 5丁目、豊岡通 3丁目、田辺通 3丁目、4丁目	図面瑞穂 1の 5の区域	昭和31年10 月15日
------	---	-----------------	-----------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 8年 4月21日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課